

入退会細則

令和3(2021)年5月26日 理事会制定

令和4年12月7日改訂

第1条 一般社団法人日本量子医科学会（以下「本会」という）の正会員、学生会員及び賛助会員の入会、退会の手続きは、定款による以外は、この細則による。

2 名誉会員については別途定める。

第2条 本会の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書に別途定める入会金及び会費を添えて申し込まなければならない。

2 本会の学生会員となろうとする者は、所定の入会申込書に別途定める会費及び学生の身分を証明できる書類を添えて申し込まなければならない。

3 本会の賛助会員となろうとする者は、所定の入会申込書に別途定める会費を添えて申し込まなければならない。

4 第1項、第2項及び第3項の申し込みがあったときは、事務局において必要書類の確認を行い、速やかに申請受理の結果を申込者に通知しなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の申し込みは、入会申込書によるもののほか、本会の供するオンラインシステムによるもので替えることができる。

第3条 申請を受理したときは、速やかに理事会に報告しなければならない。理事会が正式に会員と承認するまでは手続中の会員として会員原簿に登録し、会員に準じた扱いを受けるものとする。

第4条 手続き中の会員が理事会において非承認と決定されたときは、会員原簿から抹消し、申込者にその理由とともに通知しなければならない。

第5条 理事会は、次の各号に該当する者を正会員として認定することができる。

- (1) 粒子線等を用いた医学、物理学、工学、化学、生物学の研究を行う研究者
- (2) 医師、医学物理士、診療放射線技師、看護師等の医療関係者であって臨床医学・保健学等に携わる者
- (3) 粒子線等に関する学術活動に関心を有する行政、企業、教育関係者、粒子線等に関わる団体代表者ならびにその会員、その他粒子線等に関心のある個人

2 理事会は、前項の各号に該当しない者であっても、その経歴を審査し、同等以上の学識、技術又は経歴を有すると認められる場合、正会員に認定することができる。

第6条 理事会は、次の各号に該当する者を学生会員として認定することができる。

- (1) 大学、短期大学、専門学校などの学生
- (2) 大学院学生及びそれに準ずる者

第7条 正会員と学生会員の両方に該当する者の会員種別については、申込者の希望により決める。

- 2 学生会員が大学、大学院等を卒業し、正会員の資格を有するに至ったと認められる場合は、理事会は正会員として認定し、その旨を通知する。

第8条 理事会は、本会の目的に賛同する個人又は団体が入会を希望するにあたり、その賛同の趣旨を勘案の上、賛助会員として認定することができる。

- 2 理事会は、前項の個人又は団体に、趣旨の勘案に必要な資料の提出を求めることができる。

第9条 退会を承認された者が再び入会を希望する場合は、所定の入会申込書に会費を添えて申し込まなければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入の上、備考欄に会員喪失年月日および喪失理由を明記しなければならない。

第10条 定款第11条3項により会員資格を喪失した者が、再び入会を希望する場合は、滞納会費を完納のうえ、第9条に定める手続を経なければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入の上、備考欄に会員喪失年月日および喪失理由を明記しなければならない。

第11条 定款第10条により本会を除名された者及び定款第11条2号及び5号により会員資格を喪失した者は、原則として再入会を認めない。

第12条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。